

第5 設計・施工に関する業務

1. 設計業務

(1) 業務

- ①事業者は大学担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を処理するものとする。
- ②事業者は文部科学省建築、電気設備、機械設備工事標準仕様書・附属資料（文教施設整備技術研究会編）に準拠し、業務を処理するものとする。
- ③事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、大学担当者と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- ④事業者は業務の進捗状況に応じて、業務の各区分ごとに大学担当者に、設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せをしなければならない。
- ⑤事業者は業務に必要な地質調査等を行うものとする。
- ⑥事業者は、本建物による電波障害を事前に調査・改善工事を行うものとする。
- ⑦図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、大学担当者の指示を受けなければならない。また、図面は、各工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

(2) 手続書類の提出

- ①事業者は業務に着手する時は、次の書類を提出して大学担当者の承諾を受けること。
 - 設計業務着手届
 - 主任技術者届（設計経歴書添付）
 - 協力技術者
- ②業務が完了したときは、設計業務完了届を提出するものとする。

(3) 設計図書の提出

事業者は設計完了時に次の図書を大学に提出し、大学に内容の確認を受ける。

1) 設計書類

構造計算書、構造設計概要書、構造設計チェックリスト、採光・換気面積計算書、電気設備設計計算書、給排水衛生設備設計計算書、空調換気設備設計計算書、省エネルギー基準計算書、工事内訳書、官公庁打合せ録

2) 工事内訳書

工事内訳書は工種毎とし、国立文教施設工事積算要領（建築、電気設備、機械設備）を適用する。

積算数量調書

3) 図面（建築）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩形図、各部詳細図、展開図、建具表、天井伏図、サイン計画図、外構図、日影図、パース、撤去図、その他必要図面

4) 図面（構造）

土質柱伏図、杭・基礎伏図、各階伏図、基礎配筋図、断面リスト、各部配筋図、軸組図、鉄骨詳細図、その他必要図面

5) 図面（電気）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、建物断面図、照明・コンセント等・幹線・情報通信・防災電気設備配線図、各系統図、分電盤単線接続図、受変電設備（自家発電機設備含む）単線接続図、電気室平面図、避雷設備図、屋外配線図（支障配線含む）、その他必要図面

6) 図面（空調）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、建物断面図、機器表、空調系統図、各階空調平面（配管・ダクト・計装）、機械室詳細図、自動制御図、制御盤単線結線図、制御回路図、制御機器表、その他必用図面

7) 図面（衛生）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、建物断面図、衛生機器・器具表、衛生系統図、衛生平面図（消火を含む）、水槽廻り詳細図、便所廻り詳細図、ガス平面図、屋外設備図、その他必用図面

8) 図面（昇降機）

特記仕様書、案内図、配置図、昇降路平面図、昇降路断面図、乗り場正面図、その他必用図面

9) 工事を伴う備品リスト

各諸室仕様による。

※工事内訳書は、国立文教施設工事積算要領（建築、電気設備、機械設備）に従って細目まで作成すること。数量は、国立文教施設工事積算要領（建築、電気設備、機械設備）、建築数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に従って積算すること。

2. 建設工事・監理業務

(1) 基本的な考え方

事業契約に定める期間内に施設等の建設工事を実施する。その際特に以下の点について留意し、施工計画を立て、大学の承認を得ること。

- ①必要な関連法令を遵守する。
- ②構内及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮する。
- ③工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努める。
- ④無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣住民及び構内に周知し、作業時間に関する了解を得る。
- ⑤停電作業は休日に行うこと。

(2) 着工前業務

- ①建築確認申請ほか、公共事業に伴う建築確認手数料減免手続等、建設工事に必要な各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施する。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを大学に提出する。
- ②着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する。

(3) 建設期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施する。工事施工においては、以下の点に留意すること。

- ①大学が要請したときは、事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行う。
また、大学は、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- ②事業者は、定期的に大学から工事施工、工事管理の状況の確認を受ける。
- ③工事中の安全対策・近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- ④事業者は、工事完成時には施工記録を準備して、現場で大学の確認を受ける。
- ⑤大学が別途発注する備品の搬入（情報システムを含む）作業が、事業者の業

務に密接に関連する場合において、必要がある場合には調整を行い、備品の搬入に協力する。

(工事監理業務)

- ①事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。
- ②市への完成確認報告は工事監理者が行う。
- ③工事監理委託業務は「民間（旧四会）連合協定監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。

(4) 竣工後業務

- ①建築完了検査等に必要な手続き業務等を事業スケジュールに支障がないよう実施する。
- ②工事完了後、大学に業務完了届を提出して大学の履行確認を受ける。また、施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認する。